

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		介護保険料の徴収猶予又は減免
根拠条例・規則名		さいたま市介護保険条例施行規則
条 項		第 2 9 条
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 介護保険課 (電話：048-829-1264)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合 はその理由)	以下の要件のいずれかに該当すること。 (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。 (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。 (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。 (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する事由により著しく減少したとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、特別の事由があると認められたとき。
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合 はその理由)	申請日より30日
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		